

第1章 我が国におけるドメスティック・バイオレンスの現状

1 ドメスティック・バイオレンスをめぐる国内の動向

我が国において、政府が初めてドメスティック・バイオレンス（以下本章では「DV」という。）に対する取組み姿勢を明らかにしたのは、平成7年9月の、国連第4回世界女性会議における北京宣言及び行動綱領の採択を受け、翌平成8年12月に、内閣の男女共同参画推進本部が策定した「男女共同参画2000年プラン」においてである。その中で、世界的な動向や、国内において社会的な関心が集まり始めたことを汲み、「家庭内暴力等潜在化しやすい暴力に対する実態把握と対策の推進」という項がいち早く設けられ、「夫による妻への暴力等の家庭内暴力については、相談体制を整備し、指導、助言を行うとともに、必要に応じて適切な施設への通告、収容等を行う。また、家庭内の事案であることのみをもって犯罪とならないものではなく、暴行罪、傷害罪、強姦罪等の刑事事件に該当する場合は、夫婦、親子等という関係に配慮しつつ、関係所規定の厳正かつ適切な運用を図る。」という文言が盛り込まれた。

平成9年頃から、新聞・雑誌・テレビでこの問題が頻繁に採り上げられるようになり、日本式略語であるDVや、正確な訳語ではないものの便宜的に家庭内暴力や夫婦間暴力などという言葉が人口に膾炙するようになった。同年6月に総理府に設置された男女共同参画審議会の女性に対する暴力部会は、内閣総理大臣から女性に対する暴力に関する基本的方策について諮問を受け、平成11年5月に「女性に対する暴力のない社会を目指して」という答申を提出した。この中では、「夫・パートナー等からの暴力」が暴力の一形態と位置付けられ、政府により着実かつ速やかに取り組むことが期待される当面の課題とされた。

参議院では超党派の「共生社会に関する調査会」において、平成10年11月から「女性に対する暴力についての現状と課題に関する件」が審議され始め、平成11年6月に調査報告が公表されたが、その中では、DVについての対応に関する提言もまとめられている。

現在、関東及び関西の弁護士会や、議員・政党による立法化作業の検討等も行われている。

2 DV実態に関する最近のデータ

(1) 警察のデータ

- ・平成10年中の、夫から妻（内縁を含む）に対する刑法犯の検挙は512件、
妻から夫 // は125件であった。

- ・平成11年4月から9月までの6か月間の都道府県警察の警察総合相談、性犯罪相談、困りごと相談における「男女間暴力事案」の相談受理状況は計1,670件であり、その内訳は、

形態別：夫婦間 912件 (54.6%)、内縁関係 358件 (21.4%)、恋人関係 400件 (24%)

男女別：女性からの相談 1,500件 (89.9%)、男性からの相談 168件 (10%)、不祥2件 (0.1%)

であった。

(2) 他機関のデータの例

- ・総理府男女共同参画室による「男女間における暴力に関する調査」(平成11年)

現在、夫や妻がいる、または、過去に夫や妻がいたが現在はいないという全国20歳以上の男女2,797名のうち、夫や妻から暴行等を受けた経験の有無について、「命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」と答えた人が2.7%、「医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける」経験については2.6%が有りと答えた。経験を有しているとした人については、「大声でどなられる」の37.7%が最も多かった。

また、男女別では、「命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」経験について、男性0.5%、女性4.6%の人が有していると答えた。

- ・東京都生活文化局女性計画課による都民男女4,500名に対する調査(平成9年)

夫やパートナーのいる女性1,183名のうち、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を受けたことが「何度もあった」と答えた人が、3~5%。うち、「立ち上がれなくなるまでのひどい暴力」が1.0%、「首を絞めようとする」が0.3%、「包丁などを突きつけておどす」が0.2%であった。

- ・兵庫県立女性センター相談室の平成10年度中の相談受理結果

総相談件数5,318件中、DVに関する相談は243件(うち電話220件、面接2件。恋人関係も含む。)であった。

相談者年代は30~40代が約半数を占めるが、10代から70代まで広範囲にわたる。

婚姻年数は、5年未満が55件(22.6%)であったが、20年以上も42件(17.3%)。

- ・「夫(恋人)からの暴力」調査研究会による全国調査(平成4年)

DVに関する我が国最初のアンケート調査。回答者は無作為抽出ではなく、自発的積極的な協力者796名。身体的、性的、心理的の各暴力につき、受けたことがあると答えた者の人数は、それぞれ以下のとおりであった。

夫や恋人から何らかの身体的暴力を受けていた者：467名

〃 性的暴力を受けていた者：473名

// 心理的暴力を受けていた者：523名

ここから、複数の種類の暴力を受けている女性も多いということが分かる。その具体的内容をみると、特に身体的暴力は程度のひどい深刻なものが多く、被害を受けた経験のある女性の13%が刃物を突き付けられたり、切り付けられたりしたことがあった。さらに、暴力が1回限りだったのは4分の1弱にすぎず、半数以上の女性は、継続的に、繰り返し暴力を受けていた。

3 警察の対応方針

(1)「女性・子どもを守る施策実施要綱」(平成11年12月16日付け警察庁次長通達)において、夫から妻への暴力事案に対しては、

ア) 刑罰法令に抵触する事案については、迅速かつ的確な捜査を行う

イ) 刑罰法令に抵触しない事案についても、個々の事案に応じて行為者に対する指導、警告等の適切な措置を講じるなど、犯罪等による被害の未然防止の徹底を期する

という基本的態度で臨むことが示された。

(2)「犯罪等による被害の未然防止活動の徹底について」(平成12年3月警察庁次長通達)においては、日常業務において以下のような点に配慮すべきことが示された。

- ・ 巡回連絡その他の活動を通じて、住民の治安に関する要望を的確に把握した上で、それに応える地域警察活動を推進する。
- ・ 110番通報、困りごと相談等住民からの要望に十分に応えるため、相談受理体制の充実強化及び相談をしやすい環境の整備を図るとともに、相談業務担当者の知識及び能力の向上を図る。
- ・ 犯罪等の未然防止、被害者の保護、事件の早期検挙のため、警察内各部門間並びに警察及び関係機関との間における連携を強化する。

4 最近の検挙事例及びその判決

事例1

A女(40代)とB男(50代・会社役員)は平成3年に知り合い交際を続け、平成8年に入籍した(両者とも再婚)。実はB男は、入籍の前から、異常性交を伴う暴力を頻繁に行使し、A女は、その執拗さに耐えきれず何度か警察を呼ぶこともあったものの、B男の言い繕いなどもあり、「単なる夫婦喧嘩」として処理されていた。入籍後間もなく、暴力の激化を契機に両者は協議離婚し、その際に、B男がA女及びその家族と一切の接

触行為をしない旨の誓約をした。

ところが、その後も B 男は、A 女を呼び出して性交を強要し、それをビデオテープに撮るなどしていた。平成 9 年 8 月、B 男は、A 女が自家用車に逃げ込んだため、窓越しに髪を引っ張るなどして暴行を加えた上、フロントガラスを叩き割った。A 女が警察に被害届を出したため、B 男は器物損壊で逮捕され、罰金 20 万円の略式命令を受けて釈放された。その後、示談書を取り交わし、一切関わり合いを持たない旨誓約した。

しかし、B 男は、A 女に対する思いを断ち切れず、愛憎から恨みと復讐の念を募らせ、平成 9 年 11 月、A 女の当時の勤務先に電話を掛け、「てめえなんか町を歩けねえようにしてやる。ビデオを社長に送ってやるぞ。一生つきまとって仕返しをしてやる。これは俺の復讐だ。覚えておけ。一生かかっても恨みをはらしてやる。」などと脅迫した。

その後、平成 10 年 12 月頃から約 2 か月間、A 女の勤務先及び家族の経営する会社に対し、それぞれ 300~400 回前後の無言電話をかけて嫌がらせをした。

平成 11 年 1 月、B 男は A 女に復讐しようとして企て、両者の情交場面を露骨に撮影したビデオテープ多数本を A 女の知己 9 名に送付したため、A 女は、同月、警察署に相談に訪れた。

A 女は、長期間にわたり精神的自由を束縛され、呼吸器系の障害も発症していた。相談受理中も無力感から心を閉ざしがちで、B 男を訴えることを諦めそうになるため、女性の性犯罪捜査員が、事件化の必要性、プライバシーに配慮した捜査活動、刑事手続の詳細等を説明し、不安感の除去に努めたところ、7 年間にわたる暴行等の詳細を具体的に供述した。

結果、平成 9 年 11 月の脅迫事件で通常逮捕し、平成 10 年以降の無言電話を業務妨害で、平成 11 年のビデオ配付を名誉毀損で追送致した。

B 男に反省の情がなく、逆恨み的な報復意思を明らかにしているところから、警察では、A 女への安全場所の確保、両親等家族の居住場所に対する緊急通報装置の設置など具体的な再被害防止措置を講じるほか、当該県内の性暴力問題弁護士ネットワークの弁護士を紹介した（B 男の A 女に対する面接・通信等の禁止に関する仮処分を申請）。

本件送致に係る事実についてはすべて起訴され、平成 11 年 11 月末、懲役 2 年の実刑が確定した（求刑は 3 年）。判決理由の「量刑の要点」では、

「本件は、A 女に対する恨みと復讐心に起因した脅迫、名誉毀損及び業務妨害…であり、いずれも陰湿で執拗あるいは巧妙な犯行であって犯情は悪く、被告人の刑事責任は軽視することができない。被告人と A 女との関係には複雑な面があり、諍いが両者の関係にとどまる限りは、お互いの責任において処理すべき範囲が大きいとはいえ、第三者に被害を及ぼしたり、恐怖感や嫌悪感を与えたりすることは許されず、非難可能性は質的に高まるものというべきである…」

と述べられていた。

事例2

C女（50代）は、約30年前にD男（60代・会社役員）と結婚したが、約10年前に子供が独立し、時間的余裕の増えたC女の外出が増えた頃からD男の暴力が激化した。これによってC女は何度も骨折、打撲等の傷害を負わされてきたが、平成11年3月、遂に堪えかねて家を出て以来、アパートで別居中であった。

しかし、D男はC女への未練から彼女の外出先に押しかけたり、アパートで帰宅を待ち伏せしたり、尾行を繰り返すなどしていた。こうした中、平成11年4月、D男はC女が趣味で通っていたダンス教室に押しかけ、ダンス中のC女を強引に外に引きずり出し、左胸付近を膝蹴りしたり、手拳でみぞおちを殴るなどの暴行を加えるなどし、全治約3週間の肋骨骨折の傷害を負わせた。このため、C女は傷害罪容疑でD男を告訴し、離婚調停の申立ても行った。

それでもなお、D男はC女への未練を断ち切れず、つきまといや面会の要求、電話や置き手紙を繰り返していたが、同年9月、D男はC女の住むアパート居室玄関前で、同女のスカートを両手でつかんで引きずり回し、足蹴りするなどの暴行を加え、全治約9日間の左背部・腰臀部打撲、左手関節捻挫の傷害を負わせた。

このほかにも、連日C女の居住するアパートに押し掛け、周辺住民にも聞こえるような大声で暴言を吐き、9月中だけでもパトカーの出動要請は3回に及んだという。

さらに、D男は同年10月にも、再びC女のアパート居室玄関前において、C女の左肩や左脇腹を手拳で数回殴打し、また、両大腿部をわしづかみするなどの暴行を加えた。これによってC女は全治約10日間の両大腿部打撲等の傷害を負った。

D男は、これらの事件について警察で取調べを受けながらも、一方ではなおも度々C女宅に押しかけていたため、C女は離婚調停のために依頼していた弁護士等を代理人として、地方裁判所に「接近禁止仮処分申立」を行い、アパート敷地内の立入りや尾行・面会を禁止する仮処分の決定を得ていた。C女はこれに基づいて、管轄警察署及び警察本部に対しても、D男が原因で通報した際には関係法令に照らして厳正に対処して欲しい旨の「申入書」を提出した。

ところが、このような状況でもなお、D男はC女宅に執拗に押しかけ暴力を振るったり、「ナイフで斬りつけて顔を見られないようにしてやる。」「どこに行っても連れ戻す。」などの暴言を繰り返したため、平成11年12月、傷害容疑者として通常逮捕され、翌日地方検察庁に送致された。

D男は、当初警察の取調べに対し、C女への未練や報復を口にしていたが、捜査員の情理を尽くした取調べに対し、次第に反省し、「妻と別れる決心がついた」「別の女を見つけてやり直す」等述べるようになり、離婚にも応じ、今後C女へのつきまとい等はしないことも誓うようになった。

こうして平成11年12月、D男は略式起訴され、50万円の罰金を支払って釈放されたが、離婚届にも応じたということである。

事例3

E男（30代・自営業）は、平成11年9月にF女（30代）と知り合い、翌月に結婚した。しかし、E男はこの頃からF女の過去の男性関係等を理由に、「おれは暴力団と親しい」などと脅迫して自宅で監禁し続けた。このため、F女は、自分の家族も殺されるかもしれないという恐怖感を抱いていた。

E男はF女をつきつきりで監視して仕事に行かせず、2人の食事は、出前を取るか、コンビニエンスストアに同伴して買い物をして済ませていた。この間、F女の顔面や手足に、彼女自身によって煙草やライターの火を当てさせたり、F女の手に包丁を持たせ、それを彼女の足に落とさせて突き刺させたりするなどの暴行を加えた。このほか、E男は複数回にわたり、拳やゴルフクラブでF女を殴打していた。

F女は一度脱出したが連れ戻され、さらに暴行を受けたことがあったので、恐怖心からなかなか他人に助けを求めることが出来なかったが、監禁から約2か月後、すきを見て車で逃げ出し、県外の病院に駆け込み入院した。F女は、全治2か月を要する顔面・頸部・左手火傷、頭部・胸部・左大腿部打撲傷を負っていた。入院中に弁護士と相談し、警察署に告訴状の提出をした。その結果、E男は監禁及び傷害の容疑で逮捕された。F女は、「結婚前には暴行などは全くなく、原因となる心当たりもない。」と話しているという。E男は、取調べに対し、大筋で容疑を認めているとのことである。

事例4

G男（30代・土木作業員）は平成9年12月、雑誌の投稿欄を通じてH女（30代）と知り合い結婚したが、その直後から翌年7月頃まで7か月にわたり、H女の前夫との関係などを邪推し、言いがかりをつけては、自宅でH女の顔や腹、足などに5回にわたって殴る、蹴るの暴力を振るった。

このため、H女は暴力の度に顔、足、腰の打撲のほか、歯を折ったり唇を切るなどし、1か月の重傷を負った。また、耳が変形、両目が外傷性白内障にもなった。

H女は4、5回にわたって実家や知人宅、保護施設などに逃げ込んでいたが、その度にG男に探し当てられ、「反省している。二度と殴らない。」などと優しく謝られたため自宅に戻り、2、3日後には再び暴力を振るわれるというパターンを繰り返していた。

暴行は1週間に4、5回、長い場合は5時間にわたって続くこともあった。また、H女に対し、その連れ子である女兒（6歳）を殴ることも強要していた。さらに、H女の父親がG男の暴行などの記録をノートに書きとめていることを知り、H女の実家に忍び込んでノートを盗み出しもした。

H女は平成10年9月に他県の親友宅に身を隠し、同年10月の離婚後、警察に告訴状を提出した。この結果、平成11年2月、G男は傷害、住居侵入等の容疑で逮捕された。取調べに対するG男の話し声は小さく、おとなしい性格だという。

地方検察庁は暴力が日常的だったとして、暴力行為等処罰に関する法律違反の罪で起訴、地方裁判所は平成 11 年 5 月、懲役 1 年 6 月の実刑（求刑・懲役 2 年 6 月）を言い渡した。

この中で裁判官は、「(理由がなんであれ) 暴力を正当化できない。夫婦げんかの延長線などとはいえない。」と述べている。

現在、G 男は執行猶予を求めて控訴中である。